

郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則51号

郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例(平成19年郡山市条例第4、3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。

(指定区域)

第3条 条例第3条第1項の市長の指定する区域は、県道郡山大越線(大町交差点から郡山駅入口交差点までの区間に限る。)、県道郡山停車場線(郡山駅入口交差点から消防署南交差点までの区間に限る。)、県道小野郡山線、市道日出山久保田線及び市道向河原大町線に囲まれた区域(当該区域を囲む道路部分を含む。)とする。

(平28規則51・一部改正)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年郡山市規則51号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。